

2-2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

施策 05 学校教育の充実

目的

対象 小・中学生

意図 基礎的な知識や社会性、体力が身に付き、自ら学び、考える力を培う

○ 施策の方向

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力をはぐくむための機会を推進するとともに、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促します。また、そのために必要な環境を整えます。

○ 施策のポイント

新学習指導要領に基づく学校教育の推進（徳・知・体の調和のとれた成長、グローバル化・情報化の進展など社会の変化にも主体的に対応できる力の育成）

教育人口の推移、施設の老朽化等を踏まえた学校施設の整備

オリンピック・パラリンピック教育の推進（運動やスポーツへの関心・基礎体力の向上、障害や国籍など多様性を認め合う意識の醸成など）

学校における教職員の働き方改革による学校教育の質の維持・向上

基本的取組の体系

施策 05 学校教育の充実

基本計画事業

05-1 豊かな心の育成

学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援 p.89

05-2 確かな学力の育成

05-3 健やかな体の育成

体力向上への支援

p.90

05-4 個に応じたきめ細かな支援

★ 特別支援教育の推進

p.91

不登校児童・生徒への支援

p.91

05-5 魅力ある学校づくりの推進

★ 地域人材等を活用した教育の充実

p.92

05-6 安全・安心な学校づくりの推進

★ 命の教育活動の推進

p.93

05-7 学校施設整備の推進

★ 小・中学校施設の整備

p.94

★重点プロジェクト1 ★重点プロジェクト2

〇 現状と課題

調布市教育プラン（平成31（2019）年2月策定）に基づき、多様な教育課題に対し、計画的に施策を推進するとともに、調布市教育大綱（平成31（2019）年3月改訂）に連なる5つの連携テーマに基づき、市長部局と教育委員会が協議・調整を行い、効果的・効率的な教育行政を推進していく必要があります。

いじめは人の尊厳を侵害する大きな人権問題であり、調布市では、平成19（2007）年に、「『子ども 夢すこやか まちづくり』～いじめや虐待のないまち宣言～」を行っています。調布市教育委員会いじめ防止に関する規則や調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針に基づく、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

調布市は、東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針、2020年に向けた調布市の取組方針等を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、大会後のレガシー創出につながるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進しています。



オリンピック・パラリンピック教育の様子

新学習指導要領が、小学校では令和2（2020）年度から、中学校では令和3（2021）年度から全面实施されます。子どもたちが、新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ、確かな学力を育成することが求められています。

調布市の児童・生徒の体力については、各種目の合計点が東京都平均に達していない学年があります。学校における体育活動を通じて、成長・発達に必要な体力や身体的能力の基礎を養う必要があります。また、体力面と合わせて食習慣をはじめとする基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう支援していく必要があります。

平成28（2016）年12月、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関する国・地方公共団体の責務が規定されました。調布市として、不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに、適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営など、子ども一人一人の実情に合わせたきめ細かな支援を行っています。

経済格差の進行により、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化していることから、支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

障害者差別解消法や教育機会確保法に基づき、子ども一人一人の能力や資質を伸ばす教育、自己肯定感を育む教育が一層求められている中、引き続き、増加傾向にある特別な支援が必要な児童・生徒に対し、調布市特別支援教育推進計画（平成31（2019）年3月策定）に基づき、関係機関等と連携を図りながら特別支援教育を推進していく必要があります。

学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し、魅力ある学校づくりに取り組むために、地域による学校の支援から、地域と学校の連携・協働の観点をより一層発展させ、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが重要です。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、教員に求められる役割の増加に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる大きな問題となっています。国や東京都教育委員会の取組を踏まえ策定する調布市立学校における働き方改革プラン（平成31（2019）年1月策定）に基づき、教員の働き方改革に取り組む必要があります。

食物アレルギー対応については、調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルを適正に運用することで、事故が二度と起こらないよう、引き続き再発防止策を実施する必要があります。

近年、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や、登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が課題となっています。また、調布市防災教育の日の取組などを通じて、児童・生徒が自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。

学校施設の老朽化対策として、耐久性調査の結果などを踏まえ、平成31(2019)年3月策定の調布市学校施設整備方針に基づき、施設の建替えや長寿命化などの対応を計画的に進めていくとともに、発災時の避難所機能の向上についてもあわせて進めていく必要があります。

調布市では、今後も児童・生徒数は増加する見込みであることから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。

基本的取組の内容

05-1 豊かな心の育成

命の教育の推進

「命」の授業の実施や「いのちと心の教育」月間を通して自他の生命を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

人権教育の推進

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害・国籍・性別等、多様性を認め合う、心のバリアフリー教育を推進します。

道徳教育の推進

道徳の教科化を踏まえ、児童・生徒が主体的に深く考え、議論するなど、道徳授業の質の向上を図ります。また、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した道徳教育の推進を図ります。

体験活動の推進

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性、社会性、協調性の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 (上段：小学校，下段：中学校)	95.2% 92.8% (平成29(2017)年度)	100% 100% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

17					
事業名	学校における「学び」に困難を抱える子どもたちへの支援	区分	継続	担当課	指導室
事業の概要	不登校・いじめ・子どもの貧困問題等の改善に資するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、一人一人の「個」に応じた様々な支援を図ります。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	スクールカウンセラーの配置 (小学校35日×20校, 中学校35日×8校) スクールソーシャルワーカーの配置 (年192日×3人)	継続	継続	継続	継続
事業費 (百万円)	26	26	26	26	

05-2

確かな学力の育成

新学習指導要領を踏まえた取組の推進

新学習指導要領は、小学校では令和2(2020)年度から、中学校では令和3(2021)年度から全面実施されます。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため、改定のポイントとなる「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善に取り組むとともに、外国語教育の充実、道徳教育の充実、ICT機器の整備・活用による情報教育の推進など、各種教育活動を推進します。

基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成

少人数・習熟度別指導等による指導や個に応じたユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善等により、児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上、挑戦する意欲の育成と定着を図ります。

グローバルな人材の育成

英語及び外国語活動の充実により、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

学校図書館の活用推進

各学校の学校図書館専門嘱託員による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動を推進します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数(上段:小学校, 下段:中学校)	2.4ポイント 0.1ポイント (平成29(2017)年度)	3.0ポイント 3.0ポイント (令和4(2022)年度)

その他の主な事業

- ・少人数学習指導の推進

05-3

健やかな体の育成

体力向上への支援

体育授業の改善、「一校一取組，一学級一実践」運動，コーディネーショントレーニング，オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取組，小学生タグラグビー大会の実施，中学生「東京駅伝」大会への参加など，体育・健康に関する取組を学校全体で展開し，児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに，チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

オリンピック・パラリンピック教育の推進

調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かし，オリンピック・パラリンピアンとの交流等を通じ，運動やスポーツへの関心を高めるとともに，異文化や障害者理解など，自他を認め，尊重し合う心を育成します。

食育の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し，生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう，食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに，地場農産物の活用，給食の時間を活用するなど，学習活動や家庭・地域との連携を図りながら，食育を推進します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と市の体力合計点の比較（上段：小学校，下段：中学校）	2.5ポイント 2.7ポイント （平成29（2017）年度）	0ポイント 0ポイント （令和4（2022）年度）

基本計画事業

18		区分	新規	担当課	指導室
事業名	体力向上への支援				
事業の概要	保健体育教育専門研究員を配置し，児童・生徒の体力面や運動習慣等の実態等を把握しながら，体力向上や健康増進等を推進するとともに，地域学校協働活動推進事業を活用した部活動外部指導員・水泳指導員・授業補助員などを通じ，児童・生徒の体力向上に向けた支援に取り組みます。				
年度別計画	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	
	保健体育教育専門研究員の配置 学校体育・運動部活動の推進 No21「地域人材等を活用した教育の充実」において事業費計上 東京駅伝大会への取組の推進 オリンピック・パラリンピック教育（スポーツ教育）の推進	継続 継続 No21「地域人材等を活用した教育の充実」において事業費計上 継続 継続	継続 継続 No21「地域人材等を活用した教育の充実」において事業費計上 継続 継続	継続 継続 No21「地域人材等を活用した教育の充実」において事業費計上 継続 継続	
事業費（百万円）	10	10	1	1	

05-4

個に応じたきめ細かな支援

特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童・生徒一人一人のため，個別指導計画の作成やスクールサポーターの活用，巡回相談の実施等，すべての学校で特別支援教育を推進します。また，就学前から中学校まで，児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう，関係機関との連携を進めます。

不登校児童・生徒への支援

対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や，市の関係部署，関係機関等と連携した支援を進めます。また，適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。

いじめ、虐待の防止と対応

スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

個に応じたきめ細かな教育相談の充実

教育相談所で実施している来所相談や電話相談、就学相談等により、子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。

児童・生徒の貧困への対応

スクールソーシャルワーカーによる支援や、関係機関とのネットワークを通じた連携、就学援助制度による支援を継続します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 (上段：小学校，下段：中学校)	76.5% 53.7% (平成30(2018)年度)	90.0% 90.0% (2022(令和4)年度)

指標の対象となる児童・生徒とは、「スクールサポーター等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒を指す。

基本計画事業

重点2

19	重点2				
事業名	特別支援教育の推進	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	特別な支援を要する児童・生徒に対し、校内通級教室を活用した巡回指導の推進やスクールサポーターの配置等により個に応じた特別支援教育を推進します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	スクールサポーターの配置(小・中学校全28校) 副籍交流の実施(小・中学校全28校実施) ICT機器の活用・推進 校内通級教室を活用した巡回指導の推進(小・中学校全28校実施)	継続 継続 継続 継続	継続 継続 継続 継続	継続 継続 継続 継続	継続 継続 継続 継続
事業費(百万円)	41	41	41	41	

20	重点2				
事業名	不登校児童・生徒への支援	区分	新規	担当課	指導室，教育総務課
事業の概要	小学校適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校(分教室型)「第七中学校はしうち教室」の運営により、不登校児童・生徒に対し、教育の機会を提供するとともに、メンタルフレンド等の不登校プロジェクトを通じ、一人一人の実情に合わせたきめ細かな支援を実施します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	不登校プロジェクト(SWITCH)の推進 小学校適応指導教室「太陽の子」新施設開設準備 整備費については、No.23「小・中学校施設の整備」で計上 不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の運営	継続 小学校適応指導教室「太陽の子」新施設での運営開始 継続	継続 継続 継続	継続 継続 不登校児童・生徒の状況を踏まえた検討	継続 継続 継続
事業費(百万円)	7	10	10	10	

地域人材等を活用した教育の充実

「地域学校協働本部」を各学校に計画的に設置し、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また、学校関係者による評価の充実を図ることで、学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し、学校経営の改善につなげます。

特色ある教育活動の推進

農業体験や環境美化活動、登下校時の見守りなど、地域の特性を生かした取組を推進するとともに、生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて、自立心の成長を促し、それぞれの個性や可能性を伸ばす取組を進めます。

教職員の指導力・人権意識の向上

経験年数、教科別・課題別の研修や、校内におけるOJT研修等に加え、外部研修による教員の指導力、資質・能力の向上を図ります。また、教員の人権意識の更なる高揚を図るため、人権の適切な理解に向けた研修等を充実させます。

学校における働き方改革の推進

教員業務の見直し、部活動の在り方など、教員の働き方改革を進めることで、学校教育の質の維持向上を図ります。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
地域学校協働本部の設置校	16校 (平成30(2018)年度)	28校 (令和3(2021)年度)

平成31(2019)年4月から「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」へ変更

基本計画事業

重点2

21					
事業名	地域人材等を活用した教育の充実	区分	拡充	担当課	指導室
事業の概要	学校と地域を結ぶため、コーディネーターを配置し、学校の教育活動に合わせた地域人材を活用することで、地域全体で学校の教育活動を支援する体制をつくります。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	地域学校協働本部の設置・運営 (新規4校,計20校)	継続 (新規4校,計24校)	継続 (新規4校,計28校)	地域学校協働本部の運営 (28校)	
	統括コーディネーターの配置	継続	継続	継続	
地域学校協働本部推進委員会及び学校支援コーディネーター連絡会の開催	継続	継続	継続		
事業費 (百万円)	56	71	86	86	



05-6 安全・安心な学校づくりの推進

食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーのある児童・生徒に対し、医師の診断や給食施設の状況等に応じて、給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせ、アレルギー対応専用調理室を計画的に整備するなど、学校における食物アレルギー対策を進めます。

安全教育の推進

調布市防災教育の日の取組等を実践する中で、児童・生徒の自助・共助意識を養うとともに、児童・生徒自らが、安全確保のために必要な知識と行動を修得し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力の養成を図ります。

児童・生徒の安全確保の推進

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また、室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため、継続的にシックハウス対策を講じ、安全・安心な学習環境を提供します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	2万9,935人 (平成26(2014)年度～ 平成30(2018)年度平均)	3万人 (令和4(2022)年度)

基本計画事業

22		重点1			
事業名	命の教育活動の推進	区分	継続	担当課	指導室
事業の概要	調布市防災教育の日における「命」の授業の実施や、児童・生徒及び教員に対する救命講習を行うほか、防災に係る地域対象の講座を実施するなど、年間を通して、命を大切にする教育活動を実施します。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	「防災教育の日」における命の授業の実施	継続	継続	継続	
	「いのちと心の教育」月間における公開講座の実施	継続	継続	継続	
	児童・生徒・教員への救急救命講習受講の推進	継続	継続	継続	
	応急手当普及員の配置	継続	継続	継続	
事業費 (百万円)	4	4	4	4	

05-7

学校施設整備の推進

老朽化・長寿命化対策等の推進

計画的な維持保全により、安全で良好な施設環境を保持するとともに、構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、調布市学校施設整備方針（平成31（2019）年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を基本として、費用対効果を踏まえた整備手法を多角的に検討し、計画的な改修等の公共施設マネジメントに取り組みます。

また、避難所としての重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の向上を進めます。

不足教室への対応

児童・生徒数の増加に対応するため、普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策に引き続き取り組みます。

快適な教育環境の整備

学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、夏季の暑さ対策・熱中症対策として、体育館への空調整備等、快適な教育環境の整備について計画的に進めます。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
耐用年数を基本に屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合 （上段：屋上防水，中段：外壁，下段：受変電設備）	100% 100% 100% （平成30（2018）年度見込）	100% 100% 100% （令和4（2022）年度）

基本計画事業

重点2

23					
事業名	小・中学校施設の整備	区分	継続	担当課	教育総務課，指導室
事業の概要	児童・生徒が良好な環境の中で学ぶことができるよう、老朽化した学校施設の計画的な維持・保全を推進するとともに、学習環境の改善、避難所機能の充実に取り組みます。また、教育人口の増加に伴う不足教室への対応に引き続き取り組みます。				
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	学校施設の維持保全 ・予防保全，老朽化対策等 学習環境の改善 ・中学校体育館空調整備工事 避難所機能の向上 学校施設整備方針に基づく整備 ・若葉小学校：施設整備・在り方の検討 児童・生徒数増加に伴う整備 ・第二小学校仮設校舎増築（リース） 不登校児童・生徒への支援の充実 ・適応指導教室「太陽の子」移設整備	継続 継続 ・中学校体育館空調整備工事 継続 ・検討に基づく施設整備 継続 ・継続	継続 継続 継続 ・検討に基づく施設整備 継続 ・継続	継続 継続 継続 ・検討に基づく施設整備 継続 ・継続	
事業費（百万円）	1,957	1,815	1,913	1,801	

小学校体育館空調整備については、国や東京都の動向等を踏まえ、工事及びリース方式併用の設置を検討

参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、安全・安心の見守りに努めます。
事業者は、生徒が望ましい勤労観や職業観、社会のルールやマナーを身に付けるために協力します。

多様な主体との連携事例

地域人材を活用した教育活動推進（地域学校協働本部）

学校支援活動をはじめとした、幅広い地域住民や企業等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すための仕組みとして、「地域学校協働本部」を各校で展開します。

具体的には、学校が求める支援活動と地域の人材をつなぎ、支援活動の調整を行う学校支援コーディネーターがボランティアやゲストティーチャーの人材確保・調整を行い、学校と地域の橋渡しを担います。これにより、学校側の負担軽減につなげるとともに学校教育の質の維持・向上を図ります。

【所管課】指導室

【協働のパートナー】学校支援コーディネーター・学習支援員・部活動指導員など



< 地域学校協働本部の様子 >